

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|             |  |
|-------------|--|
| 事故種類        | 乗組員負傷  |
| 発生日時        | 令和4年10月22日 14時23分ごろ  |
| 発生場所        | 島根県 <sup>おき</sup> 隠岐の島町 <sup>しらしま</sup> 白島埼北北西方沖<br>白島埼灯台から真方位342°56.1海里付近<br>(概位 北緯37°13.8′ 東経132°55.2′)  |
| 事故の概要       | 漁船 <sup>えいしやう</sup> 栄正丸は、操業中、機関員が負傷した。   |
| 事故調査の経過     | 令和4年10月31日、主管調査官（広島事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取手続実施済   |
| 事実情報        |  |
| 船種船名、総トン数   | 漁船 栄正丸、95トン  |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 134280、個人所有、株式会社栄正丸（船舶借入人）   |
| 乗組員等に関する情報  | 船長、三級（航海）（履歴限定）<br>機関員、六級（機関）（履歴限定）  |
| 負傷者         | 重傷 1人（機関員）   |
| 損傷          | なし   |
| 気象・海象       | 気象：天気 晴れ、風向 西、風力 5、視界 良好<br>海象：波向 西、波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の中期   |
| 事故の経過       | <p>本船は、船長及び機関員ほか8人が乗り組み、隠岐の島町北方沖の漁場で沖合底引き網漁の操業を開始した。</p> <p>沖合底引き網漁は、ブイ（ゴム製のオレンジ色の円筒形、高さ約1.8m、直径約0.9m、重さ約5kg）を投入後、反時計周りに航行しながら漁網を投入し、ブイの投入地点に戻ってブイを回収後、漁網を引く漁法であり、本船は、船長が操舵室で操船に当たり、投入したブイに付いているロープを右舷後部のリールで巻いてブイを回収する作業に機関員を当たらせていた。</p> <p>他の作業を行っていた乗組員は、機関員の悲鳴を聞き、右舷後部で意識を失って倒れている機関員と破断したロープを発見し、船長に報告した。</p> <p>船長は、本船の船舶所有者に連絡し、船舶所有者が海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>機関員は、現場に到着した海上保安庁のヘリコプターで病院に搬送され、ロープが顔面に当たったことによる顔面多発開放骨折と診断された。</p> <p>船長及び他の乗組員は、機関員が負傷した状況を見ていなかった。</p> |
| 分析          | 本船は、操業中、機関員がブイのロープを右舷後部のリールで巻いてブイを回収する作業を行っていたところ、ロープが破断し、ロープが機関員の顔面に当たって負傷したものと考えられるが、機関員が負   |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>傷した状況を見た者がおらず、また、機関員が本事故後に死亡しており、機関員が負傷に至った状況の詳細を明らかにすることはできなかった。</p>   |
| 原因    | <p>本事故は、本船が操業中、機関員がブイのロープを右舷後部のリールで巻いてブイを回収する作業を行っていたところ、ロープが破断し、ロープが機関員の顔面に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>   |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖合底引き網漁の船長は、操業中、ブイを回収する際は、ブイのロープが船体に引っ掛かる等の不測の事態に備え、直ちにリールを止められるよう、リールの操作レバーにも乗組員を配置し、複数人でブイの回収を行わせることが望ましい。</li> </ul> |